

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（都政新報の学校事務特集記事特集）2025年9月8日 NO. 748

都政新報が3回シリーズで学校事務職員を特集 「縁の下の力持ち」と言われているが？

都政新報が、学校事務職員について3回シリーズで、特集を組みました。「縁の下の力持ち」である学校事務職員、教員中心である学校の中で、学校事務職員の実情が少しでも知られるようになることは、歓迎をしたいと思います。

学校事務職員といっても、小中学校と都立学校では、その実情が違います。小中学校の特徴は、何といても1・2名の少人数で仕事（給与事務を始めとする総務事務や経理・予算などの財務事務など）をしていることです。そして、1・2名の少数配置であることによって、「人材育成」が困難であるということで、都教委はかつて、小中学校に新規採用者を配置しない、という政策をとっていたこともあります。

【1人職場でスキル継承課題に】労務環境

「（校長は教育職員で）職務内容に対する理解が薄い」

⇒ 事務職員に仕事が任される場合が多く、「裁量」＝「やりがい」が多くなっている。

「一般的には過度な残業がなく、ワーク・ライフ・バランスの充実にはよい職場である」「新規採用職員が多く配属されるほか、子育てや介護を抱える職員の中には希望して他局から異動してくるケースもある」

⇒ 職住接近である場合が多い。最近は、「学校における働き方改革」などを理由に、学校徴収金事務などを「押し付けられる」場合も出てきて、忙しくしている場合も多い。地区や学校、自身の経験などの違いによって、その忙しさに差が出てきている。

「新規採用職員をはじめ、若手の有望職員は義務制の学校から都立学校、本庁、他局に異動して戻らないケースが多く、学校事務職員としてのスキルが継承されていかない」

⇒ 学校教育法の改正によって、学校事務職員の職務が、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と変更になった。「学校運営への参画」「専門性」が求められるようになったが、新規採用から3年や5年で他局異動するのでは、それは困難である。

「学校現場は良くも悪くも教員優先」

⇒ 子どもとの関りで、「やりがい」を見出す事務職員もいる。1・2名の少数配置をよしとするか否とするかで、学校勤務の良し悪しの評価が分かれてしまう。新規採用者や局間交流による転入者には、学校勤務は困難が多い。

【限られる新人の研修機会】キャリア形成

「新規採用職員であれば3年で都立高校か本庁などに異動になる可能性もあるものの、そこを逃すと主任選考に合格するか、庁内公募で他局に出る以外は基本的に義務制の学校間での異動が多い」

⇒ 新規採用職員は、次期異動期に他局異動を希望する場合が多い。もともと、学校を希望して採用されたわけではない、という場合が多いのでやむを得ない。いったん転出して

も、経験や年齢を重ねて、学校に戻ってくることを期待したい。中高年齢層の事務職員には、学校勤務も「やりがいがある」と考える事務職員も多い。「裁量」が多いからである。

「本庁や他局と比較して新人の育成という割に親切とは言えない」

⇒ 人材育成は、課題である。2名校をつくり、新規採用者や局間交流者に対応すべき。

【負担軽減も浸透には課題】 共同事務室

「（共同事務室は）業務効率の向上に加え、人材育成の役割を担う」

⇒ 現時点で、共同実施を導入している地区は、2区8市の10地区。2013年に導入されたが、10年以上経過しても、導入が進まない。学校の管理職も教職員も、地教委も、学校に事務職員がいてもらった方がいいと考えているからこそ、導入地区が広がらない。人材育成には効果があるだろうが、事務の効率化につながっているかどうかは疑問がある。

「（都教育庁は）今年度中には共同事務室の運営実態を調査・分析し、共同事務室の在り方やモデルケースを検討する方針だ」

⇒ 「事務作業が効率化し働き方改革につながる」かどうか疑問である。しっかり検証してもらいたい。教職員や地教委にとって、いい制度なら、導入が進むことだろう。

介護時間の見直しについて（案） 職員の介護と仕事との両立を支援する観点から

都教委は、9月1日、介護時間の見直しについて提案を行いました。都労連に提案のあった内容と同じ提案です。実施時期は、令和7年（2025年）10月1日です。

介護時間の見直しについて（案）

1. 趣旨
職員の介護と仕事との両立を支援する観点から、介護時間の利用方法の取扱いについて、見直しを行う。
2. 改正内容
介護時間の取得について、正規の勤務時間の始め又は終わりに限る取扱いを撤廃する。
3. 実施時期
令和7年10月1日
ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。
4. その他
本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

※会計年度任用職員の介護時間についても、同様な見直しが提案されました。

東学の見解

提案された内容は、教職員の選択肢を広げ、改善となっています。勤務時間の途中でも取得でき、年次休暇と連続しても取得できるなど、制度を利用しやすくなっています。問題は、実際に利用できるかどうかです。会計年度任用職員も同様な取り扱いとなるなど、改善と受けとめます。なお、無給から有給とするように、要望しました。